

東京都目黒都税事務所からのお知らせ (令和6年3月)



- 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - 引越しをしたときは、自動車の変更登録の手續が必要です・・・・・・・・2
 - 個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月15日(金)です・・・・3
 - 個人事業者の方へ 事業所税(23区内)の申告納付期限は3月15日(金)です・・・4
 - 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です・・・・・・・・5
 - 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)・・・6
 - 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の
送付先変更手続はお済みですか？(23区内)・・・・・・・・・・・・7
 - 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・・・・8
 - 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します・・・・9
 - eLTAX電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・10
 - 来所せずに手續ができます・・・・・・・・・・・・11
 - 中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～・・・12
 - 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)・・・・・・・・13
 - にせ都税メール・電話にご注意ください・・・・・・・・・・・・14
 - 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます・・・・15
 - 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について・・・・・・・・16
 - 点字で課税の内容をお知らせします・・・・・・・・・・・・17
 - 不動産登記申請時には課税明細書をご利用いただけます・・・・・・・・18

ー都税についてのお知らせー

自動車の移転手続・廃車手續はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◇ 自動車を譲渡したとき：

令和6年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：

令和6年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



国土交通省ウェブサイト

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

—都税についてのお知らせ—

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手續が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手續が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手續を行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。



詳しくは、 [主税局 自動車税種別割 住所変更](#)

検索



主税局 HP

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

ー都税についてのお知らせー

～個人で事業を営む方へ～



個人事業税の申告期限は3月15日(金)です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和6年3月15日(金)
申告先及び問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局 HP

—都税についてのお知らせ—

個人事業者の方へ

事業所税（23区内）の申告納付期限は3月15日（金）です

事業所税



令和5年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、
令和6年3月15日（金）までに申告・納付が必要です。

区分	要件
資産割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000m ² を超える場合
従業者割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800m²を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



主税局 HP（詳細はこちら）

●お問合せ先

所管都税事務所の事業所税班

- ・ 東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひ御利用ください。
- ・ eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページを御覧ください。また、eLTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索



—都税についてのお知らせ—

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

<寄附金税額控除の対象となる寄附金>

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。

・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について・・・・・・管轄の税務署
- 住民税申告の手続について・・・・・・お住まいの区市町村
- ふるさと納税の手続等について・・・寄附先の自治体
- 都の条例指定寄附金について・・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- 区市町村の条例指定寄附金について・・お住まいの区市町村



主税局HP（個人住民税の寄附金税額控除）

-都税についてのお知らせ-

4月から

固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日（月）から7月1日（月）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただきか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月3日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

※縦覧制度の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP（縦覧について）



主税局 HP（本人確認方法について）

ー都税についてのお知らせー

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納稅通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納稅通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続 はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、
23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納稅通知書の送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納稅通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に
ご提出ください。



【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。

主税局 HP

東京共同電子申請・
届出サービス

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納稅通知書送付先住所を変更するためのものです。
納稅通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
<変更できないもの（例）>納稅通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納稅管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- ！ いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- ！ 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- ！ 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
(バーコードがあるもの)に限ります。

利用できるアプリ



注意事項

- 領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayPay、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
※PayPayでのご納税において、本人確認前のチャージ金がご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることでも納付できます。

利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。

車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局

ホームページ



—都税についてのお知らせ—

東京ゼロエミ住宅（※）の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

（※）東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

● 減免の要件

- 1 住宅に係る要件
 - 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること
 - 次の①、②のいずれかに該当すること
 - ① 発電出力 50kW未満の太陽光発電システム（※1）を設置していること
 - ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること
- ※1 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限ります。
- ※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1①又は②の一方にのみ該当する場合
⇒住宅に係る不動産取得税の5割
- 減免の要件の1①及び②の両方ともに該当する場合
⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続き

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。
該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続きの詳細については

主税局HPをご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



eLTAX 電子納税が大変便利です



自宅やオフィスからお手続が可能です！！

○インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能



様々な納付方法をご利用いただけます！！

○ペイジー納付（インターネットバンキング、ATM から納付）

○クレジットカード納付

○ダイレクト納付（事前に登録した口座から税額を引き落として納付）

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

来所せずに手続ができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
(インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
 - ・スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班）03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班）03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に 対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜減免対象＞

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

＜建替え前の家屋＞

- 不燃化特区内に所在すること
- 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊され、滅失登記が完了していること（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）

＜新築した住宅＞

- 不燃化特区内に所在すること
- 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- 検査済証の交付を受けていること
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- 居住部分の割合が2分の1以上であること

＜所有者＞

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

＜減免される期間・税額＞

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を
全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

＜減免を受けるための手続＞

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

＜不燃化特区＞

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。
また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を経過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

ー都税についてのお知らせー

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50m²以上280m²以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40m²以上280m²以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120m²相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格*から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

* 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和6年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50m²以上240m²以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40m²以上240m²以下）

【税額の算出方法】

$$\begin{array}{rcl} \text{住宅の価格} & - & 1,300\text{万円} \\ \text{課税標準額} & \times & \frac{3}{100} \text{(税率)} \end{array} = \text{課税標準額} = \text{税額}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。



東京都 主税局

検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。



対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和7年2月28日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和7年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

不動産登記の申請時には 固定資産税・都市計画税 **課税明細書**を ご利用ください。



東京23区は
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は原則不要※です。

※注意事項をご参照ください。

所有権移転にかかる不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、固定資産の価格を記載する必要があります。
その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と同時期にお送りする課税明細書でご確認いただけます。

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。
納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

- 登記申請に関すること … 東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- 固定資産税に関すること … 資産が所在する区にある都税事務所

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

